

議案第9号

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法<u>第6条の4</u>に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。